

NPO法人たすけあい平田会則

(名称)

この会は、NPO法人たすけあい平田という

(発足日)

この会の発足は、平成12年4月5日とする

(目的)

いつまでも住み慣れた地域で住み続けられる地域づくりを目指して「困ったときはお互いさま」の市民同士によるたすけあい活動を行う。気軽に依頼できるように、低廉な価格の有償サービスとする。

(事業)

たすけあい活動を軸にした福祉活動に関する事業を行う。

たすけあい制度

介護保険事業

障がい者福祉サービス

各種研修事業

その他必要な事業

(会員)

入会を希望し、理事長が承認した者が会員となることができる。
会員は次の者からなる。

まごころ会員 組織を応援する会員

協力会員 サービスを提供する会員

利用会員 サービスを利用する会員

(会費)

年会費は次のとおりとする。

まごころ会員 一口1,000円以上 何口でも

協力会員 1,000円

利用会員 2,000円

(会計)

本会の経費は、事業収入、会費、補助金、助成金、寄付金、その他の収入を持って当てる。

(事務所)

事務所は、出雲市平田町2791-1に置く。

(役員)

本会の運営を行うため、次の役員を置く。

理事 若干名
監事 2名

(会議)

本会の運営は、総会及び理事会により行う。
会員による総会は年1回行い、必要事項を決する。
理事会は、必要に応じて開催する。
必要に応じて臨時総会を開催する。

(その他)

その他会則に定めのない事項は、理事会で協議し、総会の承認を得る者とする。